3.2 希少種

写真 3-2. 本市で確認されているアカモズ

本市には、環境省や北海道、隣接する札幌市が定めるレッドリストに掲載のある希少種が30種以上も確認されています。中でも本市には、国内でも数少ないアカモズや希少なコウモリ類、北海道内では発見例が少ないシロマダラ、本市を分布の北限とするオオムラサキなどの希少種が生息しています。それらの存在は、本市が多様な生態系を有する豊かな地域であることを示しています。しかし、近年、本市では生息・生育地の改変や消失、環境改変、乱獲などが起きており、それらの希少種の生息・生育が危ぶまれています。

例えば、アカモズは繁殖のために疎林と草地の両環境が必要です。しかし近年では、土地の有効利用のために人工物が建設されるなど繁殖に適した環境が減少傾向にあります。また、道内外から多くのカメラマンが訪れ、過剰に接近しているケースも確認されており、本市内で繁殖行動をしたアカモズの1割が過剰な接近などの人為的な要因で繁殖に失敗している現状です。生息環境の保全・再生と観察の際の注意の呼びかけやルールの設定などについて検討し、早急に実施していく必要があります。

またオオムラサキは、本市の中でも幼虫の食草になるエゾエノキが生育する一部の地域でのみ生息が確認されており、現状では毎年のその美しく力強い姿を見ることが出来ていますが、飼育・販売のための採集や、ロードキル、さらには近年個体数が増加しているエゾシカによるエゾエノキへの食害による食草の減少などが懸念されています。対象種の保全のみならず、対象種の減少要因への対応と対策が求められ、先進的な対策事例を参考に予防措置を実施することが大切です。

希少種の保全のためには、継続的に蓄積されたデータをもとに、計画的な保全対策を講じていく必要があります。本市では、これらの希少種に関して、専門家を交え、保全対策のために必要な情報を収集する継続的なモニタリングを実施しています。

また、希少種の生息・生育が危ぶまれる土地開発などの行為に対しては、本市が所有する情報を出来る限り開示し、開発行為によって起こり得る影響を回避する措置の実施などの対策が必要になります。

さらに、レッドリストに掲載がなくとも、本市の中でも生息地が局所的な種、地域個体群としての残存が危ぶまれる種、地域のシンボルとして親しまれている種など、本市が独自に保全していく必要のある種も多岐にわたります。例えば、ハマボウフウは過去に過剰な採取によって本市の中で生育数が激減した種のひとつです。環境省や北海道が普通種にしている種であっても、継続的なモニタリングによって情報を積み重ね、動向や個体数の変動を把握し、必要な場合には保全対策のあり方を検討していく必要があります。